

南北朝合一直後北畠氏発給文書にみえる「両御代」

大藪 海

はじめに

建武三年（延元元年、一三三六）八月、足利尊氏の奏請によって後伏見院の皇子である豊仁親王が踐祚した^①。光明天皇である。三種の神器を所持した正統な皇位継承者である後醍醐天皇は、当時京都から比叡山延暦寺に逃れていたが同年一〇月に帰京し、翌月には三種の神器を光明天皇に授けて尊号宣下を受けた。ところが同年一二月に密かに京都を脱出し、大和国吉野をひとまずの御所として挙兵した^②。以後、京都にある朝廷（北朝）と吉野にある朝廷（南朝）が相争う南北朝時代が、明德三年（元中九年、一三九二）まで続くこととなる。

この南北朝の争いはおおむね北朝側の優勢で進行したが、吉野がある大和国の隣国の伊勢国において終始一貫して南朝方として戦い、南北朝合一後も南伊勢を支配し続けたのが、北畠氏である。

北畠氏は村上源氏久我家の流れを汲む家で、羽林家の資格を有していた。鎌倉末期の親房に至って後醍醐天皇の信任を得ることになり、建武の新政においては親房とその子の顕家が陸奥国に派遣されたことが知られている^③。親房には顕家のほかに顕信・顕能・顕雄の三人の子がいたが、伊勢国に根を下ろしたのは顕能の子孫の系統である。この系統は、南北朝

期に南朝から伊勢国司に補任されたことにより、南北朝合一後の室町期や戦国期に至っても「伊勢国司」と称され続けた。⁽⁴⁾

しかしその伊勢国司補任については、継承順をめぐって戦後の長きにわたって論争が繰り広げられてきた。すなわち、顕信と顕能のどちらが先に伊勢国司に補任されたのかということである。後述するように、現在では顕信の補任を認めず、顕能を北畠氏における初代伊勢国司とし、⁽⁵⁾その跡を顕能の子である顕泰が継承して南北朝合一を迎えたと考えられている。

論争が長期化した原因として、複数の北畠氏発給文書に据えられた北畠氏当主の花押が誰のものであるか意見が分かれたことや、特定の文書（後掲【史料八】）の文言について複数の解釈がなされたことが挙げられる。右で述べたように伊勢国司の継承順については一応の結論を得ることができたものの、花押や文言の問題についてはいまだ解決をみていない。このうち花押については、近年、桐田貴史が再検討を試みているが、⁽⁶⁾文言についても再検討を加えるべきであろう。よって本稿では、最初に伊勢国司の継承順をめぐる研究史を年代順に整理した上で、文書の文言の再解釈を行うこととする。

一 伊勢国司継承順をめぐる研究史

北畠氏による伊勢国司継承順については、その補任時期も含めて様々な見解が提示されてきた。岡野友彦によつてそれらのうち五つ（次掲②・③・⑤・⑥・⑨）⁽⁷⁾が取り上げられ、整理されている。そこでその岡野の整理を参考にしながら、さらに複数の先行研究を加えて、改めて研究史を整理したい。

①斎藤拙堂『伊勢国司記略』 顕能→顕泰

『南方紀伝』や『桜雲記』を典拠として、暦応元年（延元三年、一三三三）閏七月二日に顕能が従四位下伊勢守に補任されたとしている。その後は、同じ史料や『細々要記』を典拠として、永和二年（天授二年、一三七六）五月に嫡子顕泰が伊勢国司を継承したと述べている。

②八代国治『北畠顕能公』 顕能→顕信→顕泰

正慶二年（元弘三年、一三三三）八月五日の北畠顕家陸奥守補任と同時に、親房の伊勢国知行国主就任と顕家の伊勢守補任があったとしている。観応二年（正平六年、一三五二）から翌年にかけて発給された文書（後掲【史料一～三】）に据えられた袖判を顕能のものと判断し、顕能は文和三年（正平九年、一三五四）四月に親房の最期を大和国賀名生で看取るまで伊勢国司に在任していたと推測している。

また、応安二年（正平二四年、一三六九）一〇月三日に発給された御教書（後掲【史料四】）の袖判は顕信のものであるとしている。さらに明徳三年（一三九二）一月一日に発給された北畠顕泰御教書（後掲【史料八】）の存在から、元中年間（一三八四～一三九一）に顕信から顕泰への伊勢国司継承があったとみている。

③大西源一『北畠氏の研究』¹⁰ 顕信→顕能→顕泰

②を批判し、時期を明確には述べていないものの、北畠氏で最初に伊勢国司に補任されたのは顕信であったとする。また、応安二年一〇月三日に発給された御教書（後掲【史料四】）と応安四年（建徳二年、一三七二）六月二日に発給された御教書の袖判（後掲【史料五】）は顕信のものであるとして、その頃まで顕信が伊勢国司に在任していたと考えている。さらに、応安六年（文中二年、一三七三）九月八日に発給された御教書（後掲【史料七】）には顕能の花押が据えら

れていたであろうと推測し、応安四年から六年の間に顕信から顕能への伊勢国司継承があったとみている。

明徳三年に発給された御教書（後掲【史料八】）については、②と同様に顕泰の命を奉じたものであるとして、それ以前の顕能から顕泰への伊勢国司継承を想定している。

④宮崎有祥『南朝と伊勢国司』^① 顕信↓顕能↓顕信↓顕泰

③に依拠しつつも顕信の在任期間はわずかであったとし、暦応元年に顕信が伊勢国大湊から東国に向けて出航して以後は、顕能が伊勢国司に補任されていたとする。その在任期間は、応安元年（正平二三年、一三六八）に顕信が陸奥国より伊勢国に帰国していると考えてその頃までとしている。

③と同様に、応安二年一〇月三日に発給された御教書（後掲【史料四】）と応安四年六月二日に発給された御教書（後掲【史料五】）はいずれも顕信の命を奉じたものとするものの、顕信の在任期間はその応安四年までであったとし、その後は明徳三年に発給された御教書（後掲【史料八】）を根拠として、伊勢国司は顕信から顕泰に継承されたとみている。

⑤久保田収「北畠氏の伊勢国司次第」^⑫ 顕能↓顕信↓顕泰

建武三年（延元元年、一三三六）に親房が伊勢国に下向した際には北畠氏に対して伊勢国司補任はなされておらず、顕信が陸奥介兼鎮守府將軍に補任された暦応元年閏七月に顕能が北畠氏としてはじめて伊勢国司に補任されたとする。③・

④と同様に、応安二年一〇月三日に発給された御教書（後掲【史料四】）と応安四年六月二日に発給された御教書（後掲【史料五】）はいずれも顕信の命を奉じたものであるとし、それら発給以前の顕信への伊勢国司継承があったと考えている。その上限は出羽国で顕信が発給したとみられる文書が遺る貞治元年（正平一七年、一三六二）であり、その後の顕泰への伊勢国司継承は①と同様に永和二年とみている。

⑥中野達平「南北朝初期における伊勢国司北畠氏」¹³ 顕信↓顕能↓顕泰

北畠氏よりも前に吉田定房が伊勢国司に補任されていたと指摘し、建武三年の後醍醐天皇吉野潜幸に備えて定房が罷免されて北畠顕信が補任されたとみている。顕能ではなく顕信を先代に据えているのは、明德三年に御教書（後掲【史料八】）を発給した顕泰の以前に北畠氏当主は二人存在し、かつ顕泰の直前には顕能が伊勢国司を継承していたと推測し、そのうえで、南北朝初期の史料にみえる「源少将殿」を顕信と比定したことによる。

また顕信の在任期間は、北畠氏が推戴した宗良親王が伊勢国において令旨を発給した建武三年一月の直前から、④と同様に暦応元年閏七月二六日までとしている。そして顕能が伊勢国司として最後に発給したのは建徳三年四月五日付の御教書（後掲【史料六】）であったとし、『系図纂要』に同年十一月に顕能が右大臣に任じられたことから、その前の九月頃まで顕能は伊勢国司であったであろうと推測している。

⑦西垣清次・松島博『三重県の歴史』¹⁴ 顕能↓顕泰

暦応元年の顕能の伊勢国司補任を述べた後、顕信が康暦三年（弘和元年、一三八一）に、顕能が永徳三年（弘和三年、一三八三）にそれぞれ没したことに言及し、¹⁵ 顕能の跡を顕泰が継承したと述べている。あまり明確ではないが、顕能から顕泰への家督継承とともに伊勢国司も継承されたとみていると捉えておきたい。

⑧加地宏江『伊勢北畠一族』¹⁶ 顕能↓顕信↓顕泰

暦応元年七月もしくは閏七月に顕能の伊勢国司補任があったとする。また『太平記』に、貞治三年（正平一九年、一三六四）に顕信が伊勢国で仁木義長と戦ったとあることを踏まえて、それ以前に顕信は出羽国から伊勢国に帰国しており、

伊勢国司に補任されていたと述べている。顕信から顕泰への継承時期については明示されていないが、応安二年一〇月三日に発給された御教書（後掲【史料四】）は顕信の命を奉じたものとみている。

⑨吉井功兒『建武政権期の国司と守護』⁽¹⁷⁾ 顕信↓顕能↓顕泰

建武の新政当初から建武元年（一三三四）一二月七日まで吉田定房が、その後は結城親光・大中臣蔭直が相次いで補任されたとする。北畠氏の伊勢国司補任は⑥に依拠して建武三年一月と推定し、初代を顕信とみている。顕信から顕能への継承は暦応元年の顕信東国下向前になされたと述べているが、顕能から顕泰に継承された時期については明記されていない。ただし、顕能が永徳三年に没したと述べており、顕能はその死没まで伊勢国司であったとみなしているようである。

⑩稲本紀昭・駒田利治・勝山清次・飯田良一・上野秀治・西川洋『三重県の歴史』⁽¹⁸⁾

伊勢国司の継承順について特に言及はないが、応安四年に北畠顕信が伊勢国で北朝方と交戦したと述べている。

⑪岡野友彦『北畠親房―大日本は神国なり―』⁽¹⁹⁾ 顕能↓顕泰

⑨とほぼ同様の見方であるが、顕信の東国下向以前に北畠氏への伊勢国司補任は行われていなかったとする。そして顕信に対して「坂東諸国軍勢賞罰等」を行うことを認める後醍醐天皇綸旨が発給された暦応元年閏七月前後に、顕能の伊勢国司補任がなされたと推測している。応安四年六月二日に発給された御教書（後掲【史料五】）は顕能の命を受けて発給されたものとみており、その後に顕泰への継承があったと考えている。

⑫大救海「幕府から武力を期待された公家衆【伊勢北畠氏】」⁽²⁰⁾ 顕能↓顕泰

⑪を踏襲。

⑬伊藤俊一「南北朝の内乱」⁽²¹⁾ 顕能↓顕泰

北畠氏が伊勢国司に補任された時期（暦応元年）と人物（顕能）については⑪を踏襲するが、応安五年四月に発給された文書（後掲【史料六】）は顕能ではなく顕泰の命を奉じたものであったと考え、その頃の家督継承（伊勢国司の継承も含むとみているのであろう）を述べている。

⑭大救海「北畠親房―後醍醐・後村上を支えた南朝の指導者」⁽²²⁾ 顕能↓顕泰

⑪を踏襲。

以上の先行研究からは、近世（①）には「顕能↓顕泰」の継承順であると考えられていたが、近代（②）に入ると後掲【史料四】に据えられた花押が顕信のものであるという見方が提示され、顕信が伊勢国司に在任していたと考えられるようになったといえる。この考え方は、後掲【史料八】に基づいて顕泰以前に北畠氏の伊勢国司が二人存在したとみることよって補強された。以後は、顕泰以前に顕信と顕能のどちらが先に伊勢国司に補任されていたのかをめぐって論争が続いた。この論争に終止符を打ったのが⑪であり、顕信の伊勢国司在任はなかったとされて現在に至っている。

顕能が伊勢国司に補任された時期については、⑤が指摘するように、顕信が陸奥介兼鎮守府將軍に補任された事実とあわせて考察すべきであろう。すなわち、顕信に対して東国武士に対する成敗権が付与された暦応元年閏七月以前をあまり遡らない時期に、顕能の伊勢国司補任がなされたと考えられる。

二 南北朝期北畠氏発給文書の検討

前章では北畠氏の伊勢国司継承順をめぐる研究史を整理した。本章では、そこでたびたび引用していた複数の北畠氏発給文書を、年代順に検討していきたい（引用史料中の◇は割り注を示す）。

【史料一】 正平六年（一三五二）二月二七日付土御門源大納言家御教書⁽²³⁾

（花押）

任仰之旨致忠勤者、亡父孫太郎跡事、知行不可有相違者、依

土御門源大納言家仰、執達如件、

正平六年十二月廿七日 大藏権少輔定景（奉、）

佐藤右衛門四郎殿^(佐藤カ)

【史料二】 正平七年（一三五三）四月一九日付土御門源大納言家御教書⁽²⁴⁾

（花押）

馳参御方可致軍忠者、依 土御門源大納言家仰、執達如件、

正平七年四月十九日 大藏権少輔定景（奉、）

信夫佐藤弾正忠殿^(風音カ)

【史料三】 正平七年四月一九日付土御門源大納言家御教書⁽²⁵⁾

（花押）

馳参御方可致軍忠者、依 土御門源大納言家仰、執達如件、

正平七年四月十九日

大藏権少輔定景〈奉〉

信夫佐藤彦左衛門尉殿

【史料二】【史料二】【史料三】は、前章で整理した先行研究のうち②（以下、丸囲み数字は同様の意味で用いる）で特に言及されていたものである。いずれも、「土御門源大納言家」が「大藏権少輔定景」を奉者として、佐藤氏に対して味方となって軍功を挙げることを求めている。この「土御門源大納言家」は、袖判から北畠顕能のことであると考えられてきたが、否定的な見解もあり、最近刊行された史料集や図録などでは「北畠顕能カ御教書」として断定を避けている⁽²⁶⁾。これらの文書の花押を据えたのは顕能の子である守親とする見方もあり、「信夫佐藤」という表現から伊勢の佐藤氏に対して発給されたものではないのではないかとの見方もある⁽²⁸⁾。もしそうであるとすれば、これらの文書は、北畠氏の伊勢国司在任について考察する際には検討の対象とすべきではなからう。よって本稿では検討の対象外とし、名称もさしあたっては文書中の文言にしたがって「土御門源大納言家御教書」としておく。

次に検討するのは、志摩国の武士である古和氏に対して北畠氏から発給された文書である。

【史料四】正平二四年（一二六九）一〇月三日付北畠顕能御教書案⁽²⁹⁾

（花押影）^(北畠顕能)

伊勢国三重郡南松本地頭職（除横尾跡）半分、為兵粮料所可令知行者、

依 北畠前内大臣家御気色所候也、仍執達如件、

正平廿四年十月三日 弾正少弼兼行〈奉〉

古和嶋軍忠一族中

【史料五】建徳二年（一二三二）六月二日付北畠顕能御教書案⁽³⁰⁾

（花押影）^(北畠顕能)

伊勢国安濃郡村主能登入道跡并西郡司職、為兵糧料所可令配分知行之状、依仰執達如件、

建徳二年六月廿一日 彈正少弼兼行〈奉〉

古和一族中

【史料六】 建徳三年（一三七二）四月五日付北畠氏御教書³¹写

判

伊勢国朝明郡菅生御厨地頭職、如元可令知行之状、依仰執達如件、

建徳三年四月五日 彈正少弼兼行〈奉〉

古和島軍忠者中

【史料七】 文中二年（一三七三）九月八日付北畠氏御教書³²写

判

伊勢国飯高郡深田御園地頭職志村方半分〈庄近江入道知行分〉、為兵糧料所可令知行之状、依仰執達如件、

文中二年九月八日 中務大丞兼顯〈奉〉

古和一族中

【史料八】 元中九年（一三九二）十一月一日付北畠顯泰御教書³³案

(花押影)
(北畠顯泰)

任元弘以来之 勅裁并兩御代国宣、恩賞料所等悉知行不可有相違之由、依 北畠右大将家仰執達如件、

元中九年十一月一日 中務大輔兼顯〈奉〉

古和一族中

【史料四】から【史料八】までのうち、花押が写されているのは【史料四】と【史料五】、それに【史料八】である。

【史料四】と【史料五】は、③・④・⑤・⑧において顕信の命を受けて発給されたものと理解されている。しかし村田正志がすでに指摘しているように、⁽³⁴⁾それらに据えられている花押は顕能のものであるので、現在では伊勢国司である顕能の命を受けて発給されたものと考えられている。

【史料六】と【史料七】については、袖判が据えられていたことはわかるものの、「判」としかないために花押の主を比定することは困難である。ただし【史料六】については⑥が顕能の命を受けて発給されたものと考え、⑬が顕泰の命を受けて発給されたものとみている。【史料七】についても、③が顕能の命を受けて発給されたものと推測している。この二つの文書は顕能発給文書の終見もしくは顕泰発給文書の初見となりうるものであるが、判断材料に乏しく、いずれとも決したい。

残る【史料八】は、顕信・顕能いずれも没している時期の発給であり、袖判を据えているのは顕泰とみて間違いない。しかし問題とすべきなのは、その文言の解釈である。

②は「元弘以来の勅裁並両御代国宣云々と見へたれば、伊勢守は元弘三年以来元中々まで両代たること明なり」と述⁽³⁵⁾べ、【史料八】発給時点の伊勢国司である顕泰以前に二人が国司に在任していたと推定している。以降の研究も同様に解釈しており、③では「両御代国宣」とは、顕信、顕能二代の内に⁽³⁶⁾出された伊勢国司宣である、⑤では「元弘以来の勅裁ならびに両御代の国宣に任せて」とあるところから、顕泰以前に国司が二代あつた⁽³⁷⁾ことが知られる、⑥では「右の『両御代』は顕泰の先代・先々代の国守を指していると解される」⁽³⁸⁾などと論じられてきた。

ところが①に至って顕信の伊勢国司在任が否定されると、再びこの「両御代」の解釈が問題となった。この点について岡野友彦は、顕泰の祖父である親房と、父である顕能の二人を指しているという新たな解釈を提示した。すなわち、親房は伊勢国司ではないけれども伊勢国において袖判御教書を複数発給しており、それらが「国宣」とみなされていたのではないかというのである。⁽³⁹⁾確かにそのように考えれば一応の解決とはなろう。しかし「国宣」と明記されているにもかかわらず

らず、伊勢国司に在任していなかったことが明らかな親房の発給文書をそれに含める点については、さらなる検討が必要ないように思われる。

そもそもこの「両御代」は北畠氏の伊勢国司在任者の代数とみてよいのであろうか。北畠氏の発給文書において「御代」を用いた例が他にみられないことから比較しての検討が難しいが、一般的には「御代」といえば天皇の治世を指すであろう。すなわち「両御代国宣」とは、伊勢国司に在任した二人の北畠氏当主による国宣という意味ではなく、二人の天皇の「御代」に出された国宣のことを指していると解釈すべきなのである。そのように解釈すれば、顕泰以前に北畠氏で伊勢国司となった人物の人数については考慮する必要がなくなり、伊勢国司は顕能から顕泰に継承されたと無理なく理解することが可能となる。あえて親房を「両御代」に含める必要もなくなるのである。

おわりに

以上、先行研究に導かれながら、北畠氏による伊勢国司継承順と、その論拠となった文書について考察を行ってきた。継承順については初代を顕能とし、その跡を顕泰が継承したとする最新の見解以上のものを示すことはできなかった。ただし最新の見解のなかでも、顕能から顕泰に伊勢国司が継承された時期については一致をみていない。この点について新たな検討材料を準備してはいないが、顕能がその死没まで伊勢国司の任にあったとみることも可能ではなからうか。

【史料八】については、通説や最新の見解とは異なる解釈を提示した。しかしこのような解釈をした研究がこれまでに全くなかったわけではない。たとえば③で大西源一が引用している谷森善臣の研究も、「両御代」を後村上天皇と後亀山天皇の治世と理解している⁴⁰。ところが大西は「それにしても、谷森翁の説は、たしかに誤つてゐる。「両御代」とは決して皇室に關した御事ではなく、伊勢国司北畠氏の世代に關したことである」とし、「要するに谷森翁は、国宣とは何であ

るかを知られないために、あんな誤った説を吐かれるに至ったものであらう」と痛烈に批判している⁽⁴⁾。しかし先述のように「御代」は天皇の治世のことであり、北畠氏の代と捉えるのは一般的ではない。

また大西は、谷森がこの【史料八】を長慶天皇の在位を否定する根拠の一つとしていることも批判している⁽⁴²⁾。この点については、南朝の二人の天皇の治世下で古和氏の所領を安堵する国宣がそれぞれ発給されたと考えれば良く、長慶天皇の在位問題とは切り離して考えることが可能である。もしそのように考えた場合、なぜ国宣が発給されない「御代」が存在したのかという問題が生じることになるが、この問題についてはいずれ稿を改めて検討することとしたい。

註

- (1) 『建武三年以来記』建武三年八月一五日程(『大日本史料』同日条収載)。なお、元号表記は章ごとに初出のときのみ「北朝元号(南朝元号、西暦)」で記し、以降は史料上の表記を除き北朝元号のみの記載とする。
- (2) 『神皇正統記』(岩佐正校注『神皇正統記』岩波書店、一九七五年)。
- (3) 北畠氏、特に親房については歴史学のみならず文学の方面からも言及されているが、ここでは歴史学の成果として岡野友彦『北畠親房―大日本は神国なり―』(ミネルヴァ書房、二〇〇九年)を挙げるにとどめる。
- (4) 大藪海「室町時代の「知行主」―「伊勢国司」北畠氏を例として―」(同『室町幕府と地域権力』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇七年)。
- (5) 建武政権期以降、北畠氏補任以前に伊勢国司に補任された人物は、吉田定房と結城親光が確認できる。この点については二〇二四年刊行予定の別稿のなかで述べた。
- (6) 公益財団法人石水博物館編『新・石水博物館 開館一〇周年記念特別展 重要文化財 佐藤家文書の世界―動乱の時代を生きる―』(同館、二〇二二年) 二八頁。
- (7) 前掲註(3) 岡野著書。
- (8) 天保十一年(一八四〇)成立。本稿では、戦後に復刊された『伊勢国司記略』(三重県郷土資料刊行会、一九七六年)に拠った。
- (9) 八代国治『北畠顕能公』(飯南多気郷友会、一九三三年)。
- (10) 大西源一『北畠氏の研究』(鹿東文庫、一九六〇年)。本稿では、復刊された『北畠氏の研究』(北畠顕能公六百年祭奉賛会、一九八二年)に拠った。
- (11) 宮崎有祥『南朝と伊勢国司』(エスエス製薬株式会社

社、一九六八年)。本稿では、復刊された『南朝と伊勢国司』(南朝と伊勢国司刊行会、一九九二年)に拠った。

(12) 久保田収「北畠氏の伊勢国司次第」(『皇學館大学紀要』第二輯、一九七四年、のちに「伊勢国司」と改題して改稿のうえ、同「北畠父子と足利兄弟」(皇學館大学出版部、一九七七年)所収)。

(13) 中野達平「南北朝初期における伊勢国司北畠氏」(『國學院雜誌』第七五卷第二号、一九七四年)。

(14) 西垣清次・松島博「三重県の歴史」(山川出版社、一九七四年)。

(15) ただし北畠顕信の没年は不詳であり、後世成立した『桜雲記』が康暦二年(天授六年、一三八〇)としているものの、前註「三重県の歴史」で康暦三年を顕信の没年とした根拠は不明である。

(16) 加地宏江「伊勢北畠一族」(新人物往来社、一九九四年)。

(17) 吉井功兒「建武政権期の国司と守護」(近代文藝社、二〇〇〇年)。

(18) 稲本紀昭・駒田利治・勝山清次・飯田良一・上野秀治・西川洋「三重県の歴史」(山川出版社、二〇〇〇年)。

(19) 前掲註(3)岡野著書。

(20) 大藪海「幕府から武力を期待された公家衆【伊勢北畠氏】」(日本史史料研究会監修・神田裕理編『ここまでわかった』戦国時代の天皇と公家衆たち―天皇制度は存亡の

危機だったのか―洋泉社、二〇一五年、のちに文学通信から二〇二〇年に新装版刊行)。

(21) 伊藤俊一「南北朝の内乱」(三重県編『三重県史 通史編中世』同県、二〇二〇年)。

(22) 大藪海「北畠親房―後醍醐・後村上を支えた南朝の指導者」(亀田俊和・生駒孝臣編『南北朝武将列伝 南朝編』戎光祥出版、二〇二一年)。

(23) 『佐藤家文書』(三重県編『三重県史 資料編中世2』同県、二〇〇五年)収載。なお、同書には「石水博物館所蔵文書」のうちの『佐藤家文書』として収載されているが、前掲註(6)にならって『佐藤家文書』と称する。

(24) 前註に同じ。

(25) 前掲註(23)に同じ。

(26) 前掲註(6)『新・石水博物館 開館一〇周年記念特別展 重要文化財 佐藤家文書の世界―動乱の時代を生きる―』や、前掲註(23)『三重県史 資料編中世2』など。

(27) 村田正志「大西源一氏著「北畠氏の研究」」(『歴史地理』第九〇巻第一号、一九六一年、同「南北朝と室町」(同「村田正志著作集 第3巻 続々南北朝史論」思文閣出版、一九八三年、初出一九六九年)。

(28) 前掲註(6)に同じ。

(29) 『古和文書』(前掲註(23)『三重県史 資料編中世2』収載)。ただし東京大学史料編纂所架蔵影写本『古和文書』(請求記号三〇七一・五六―三三三)で校合を行った。

- (30) 前註に同じ。
- (31) 山中信古編『南狩遺文 五』(天香堂、一八七〇年)。
- (32) 前掲註(29)に同じ。ただし『三重県史 資料編中世 2』では「北畠顯能御教書写」という名称が付けられている。なお、史料中のフリガナは翻刻しなかった。
- (33) 前掲註(29)に同じ。
- (34) 前掲註(27)村田「大西源一氏著「北畠氏の研究」」。
- (35) 前掲註(9)八代著書、四頁。
- (36) 前掲註(10)大西著書、一一〇頁。
- (37) 前掲註(12)久保田論文、一六三頁。
- (38) 前掲註(13)中野論文、二三頁。
- (39) 前掲註(3)岡野著書、一二三～一二四頁。
- (40) 谷森善臣『嵯峨野之露』(青山堂書房、一九〇二年)、六三～六四頁。
- (41) 前掲註(36)に同じ。
- (42) 前掲註(36)に同じ。

※本稿は、JSPS KAKENHI Grant Number JP21K00867 の助成を受けた成果である。

(お茶の水女子大学准教授)

